

月払保険料例

団体取扱／解約払戻金無型／＜がん診断保険料払込免除特約＞:なし／定額タイプ
保険料払込期間:終身(＜がん先進医療・患者申出療養特約＞は10年)／2025年6月現在

事業保障

治療給付金額:20万円、診断給付金額:400万円
(上皮内新生物給付割合100%)



がん入院特約(入院給付金日額:20,000円)
がん通院特約(通院給付金日額:20,000円)
診断給付金複数回支払特約(特約給付金額:100万円／
上皮内新生物給付割合100%／1年型)
がん先進医療・患者申出療養特約

福利厚生

治療給付金額:10万円、診断給付金額:50万円
(上皮内新生物給付割合100%)
がん入院特約(入院給付金日額:5,000円)
がん通院特約(通院給付金日額:5,000円)



診断給付金複数回支払特約(特約給付金額:50万円／
上皮内新生物給付割合100%／1年型)
がん先進医療・患者申出療養特約

契約日の満年齢	男性	女性
30歳	11,214 円	11,754 円
35歳	13,574 円	13,474 円
40歳	16,314 円	15,314 円
45歳	19,854 円	16,994 円
50歳	24,154 円	18,494 円
55歳	29,914 円	20,434 円
60歳	36,474 円	22,774 円

契約日の満年齢	男性	女性
30歳	3,134 円	3,349 円
35歳	3,754 円	3,819 円
40歳	4,474 円	4,319 円
45歳	5,394 円	4,769 円
50歳	6,494 円	5,134 円
55歳	8,019 円	5,619 円
60歳	9,749 円	6,184 円

※＜がん先進医療・患者申出療養特約＞には10年ごとに更新があり、更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。
●保険料は被保険者の契約日における満年齢によって決まります。 ●記載以外の保険料については、募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。

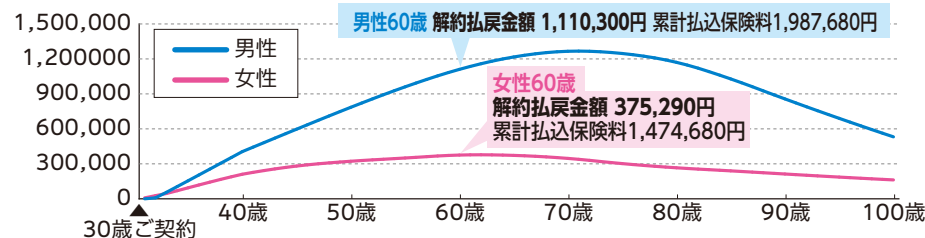
解約払戻金有型 もあります

ポイント

＜あなたによりそうがん保険 ミライト＞
解約払戻金有型の場合

従業員様が退職等で解約した場合、
解約払戻金をお受取りいただけ、**退職金**の**原資として活用**することが可能
です。

■解約払戻金額の推移 (円)



【ご契約例】 ■団体取扱 ■定額タイプ ■払込方法:月払 ■保険期間・保険料払込期間:終身(がん先進医療・患者申出療養特約は10年更新)
■がん診断保険料払込免除特約:なし ■解約払戻金有型 ■診断給付金額:50万円(上皮内新生物給付割合100%) 治療給付金額:10万円 がん入院
特約(入院給付金日額:5,000円) がん通院特約(通院給付金日額:5,000円) 診断給付金複数回支払特約(特約給付金額:50万円／上皮内新生物給付割合
100%／1年型) がん先進医療・患者申出療養特約 付き ■被保険者 男性30歳 月払保険料 5,584円 女性30歳 月払保険料 4,159円
⚠ 契約後短期間で解約した場合、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。また、解約払戻金は経過年数によって増加しますが、一定期間経過後は減少
していきます。⚠ 解約払戻金は、契約年齢、保険料の払込年数などによって異なります。 ●主契約には解約払戻金がありますが、特約には解約払戻金はありません。
●がん先進医療・患者申出療養特約の更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。

Q&A

Q

被保険者が退職した場合、保障はどうなりますか？

A

ご退職後は、被保険者の経営者様や従業員様を契約者に名義変更することで、
健康状態にかかわらず保障を継続することが可能です。

＜サービス＞



専門知識を持ったよりそうがん相談サポーターが
あなたの不安や悩みによりそって、解決を支援します！

- アフラックのよりそうがん相談サポートは、Hatch Healthcare株式
会社が提供するサービスであり、アフラックの提供する保険または
サービスではありません。
- アフラックのよりそうがん相談サポートはアフラックのすべてのがん
保険(責任開始日を迎えていて、かつ有効な契約)の被保険者さまが
被保険者さま自身のがんに関して利用できるサービスです。

- アフラックのよりそうがん相談サポートおよび案内する各種サービスの
内容は、2025年6月現在のものであり、将来予告なく変更または中止
される場合があります。
- サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ([https://
www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html](https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html))をご確認
ください。

・この書面の記載内容は2025年1月現在の税制などによります。今後の税制改正によって変更になる場合がありますので、ご注意ください。
・「支払保険料」を損金算入しても、「保険金・給付金」などを法人が受け取った場合は益金に算入され、原則、課税される金額は同額となり、節税効果はありません。
また、法人から役員などへの名義変更についても、原則、節税効果はありません。具体的な経理処理につきましては、所轄の税務署または税理士にご確認ください。



- 本商品の詳細(支払事由の詳細、給付金をお支払いできない場合、ご契約のお引き受けの限度や条件など)は、「パンフレット」「契約概要・
注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ご加入のご検討にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」をご参照のうえ、税務取扱について
ご留意すべき事項をご確認ください。

お問い合わせ、お申し込みは

〈募集代理店〉

株式会社 トータル保険サービス

〒104-0031

東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン23F

フリーダイヤル: 0120-307-024 (平日9:00~16:00)

＜引受保険会社＞

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

URL <https://www.aflac.co.jp/>

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について

コールセンター **0120-5555-95**

月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00

※ 祝日・年末年始を除きます。

AF系法推-2025-0049 7月17日(270717)

経営者の皆様へ

団体取扱

「生きる」を創る。

Aflac

保障と相談サポートで

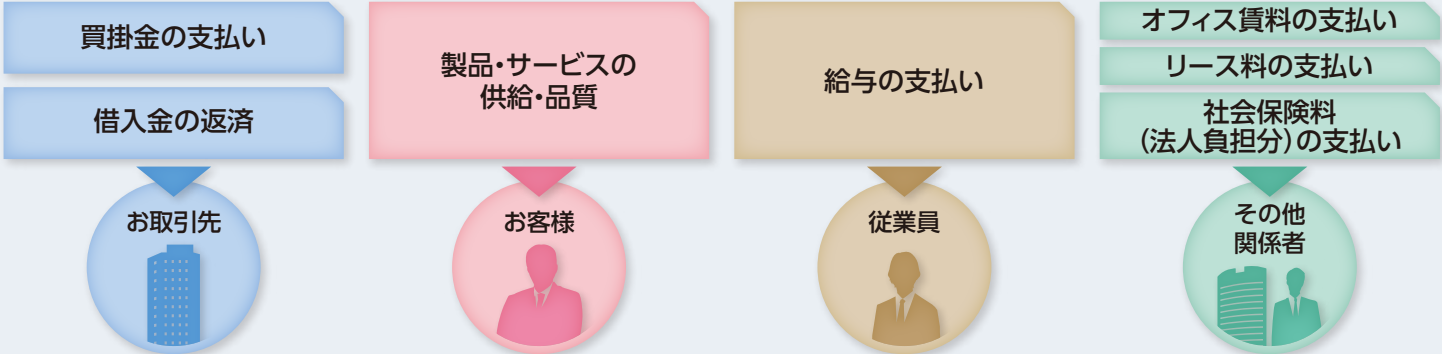
あなたによりそう
がん保険
ミライト

法人契約のご提案

「あなたによりそうがん保険 ミライト」

もし経営者様が「がん」と診断されたら、
大きなリスクがあることをご存じですか？

ご自身の治療費なども心配ですが、
会社の経営にも大きな影響を与える可能性があります。



法人を受取人にした場合、受け取ったがん保険の給付金を売り上げ減少の
補てんや経費の支払いなど経営資金に活用することが可能です。

治療給付金額：20万円、
診断給付金額：400万円（上皮内新生物給付割合100%）
がん入院特約（入院給付金日額：20,000円）
がん通院特約（通院給付金日額：20,000円）
診断給付金複数回支払特約（特約給付金額：100万円／上皮内新生物給付割合100％／1年型）
がん先進医療・患者申出療養特約

商品内容

主契約	治療給付金	がん・上皮内新生物の治療を目的として、入院をしたとき・所定の手術・放射線治療（電磁波温熱療法を含む）・抗がん剤治療・ホルモン療法・緩和療養を受けたとき	該当した月ごと	20万円 〔ホルモン療法の場合 10万円〕	終身 （一生涯保障）
	診断給付金	がん・上皮内新生物と診断確定されたとき	一時金として	がんの場合 400万円 上皮内新生物の場合 400万円 （上皮内新生物給付割合100%）	

特約	がん入院特約 入院給付金	がん・上皮内新生物の治療を目的とする入院をしたとき	1日につき	20,000円	終身 （一生涯保障）
	がん通院特約 通院給付金	がん・上皮内新生物の治療を目的とする所定の通院をしたとき	1日につき	20,000円	
	診断給付金複数回 支払特約（1年型） 複数回診断給付金	〔初回〕がん・上皮内新生物と診断確定された月の初日から1年以上経過後に入院または所定の治療を受けたとき 〔2回目以降〕前回の複数回診断給付金の支払事由に該当した月の初日から1年以上経過後に、がん・上皮内新生物と診断確定されており、入院または所定の治療を受けたとき	1回につき	がんの場合 100万円 上皮内新生物の場合 100万円 （上皮内新生物給付割合100%）	
	がん先進医療・ 患者申出療養特約*1 がん先進医療・ 患者申出療養給付金 がん先進医療・ 患者申出療養一時金	がんの診断や治療で先進医療・患者申出療養を受けたとき		先進医療・患者申出療養にかかる技術料のうち 自己負担額と同額（通算2,000万円まで） 一時金として1年に1回 15万円	

サービス  よりそうがん相談サポーターがさまざまながんの悩みの解決をサポートします。
※Hatch Healthcare株式会社が提供するサービス*2であり、アフラックの提供する保険またはサービスではありません。

会社の安定のためには、従業員の皆様が
安心して働ける環境を整えることも大切です。

安心して働ける環境には、
福利厚生制度の充実が欠かせません。



従業員様が、入院などの不測の事態になった場合、がん保険の給付金を
見舞金や代替要員の人件費などとして活用することも可能です。

※役員・従業員を受取人に指定した場合、役員・従業員が受け取った給付金は非課税となります。法人を受取人に指定した場合、法人が受け取った給付金などから役員・従業員に見舞金を支払ったときは、社会通念上妥当な額であればその全額が損金に算入され、役員・従業員が受け取った見舞金は、非課税となります（慶弔見舞金規程を作成しておく必要があります）。

治療給付金額：10万円、診断給付金額：50万円（上皮内新生物給付割合100%）
がん入院特約（入院給付金日額：5,000円）
がん通院特約（通院給付金日額：5,000円）
診断給付金複数回支払特約（特約給付金額：50万円／上皮内新生物給付割合100％／1年型）
がん先進医療・患者申出療養特約

商品内容

主契約	治療給付金	がん・上皮内新生物の治療を目的として、入院をしたとき・所定の手術・放射線治療（電磁波温熱療法を含む）・抗がん剤治療・ホルモン療法・緩和療養を受けたとき	該当した月ごと	10万円 〔ホルモン療法の場合 5万円〕	終身 （一生涯保障）
	診断給付金	がん・上皮内新生物と診断確定されたとき	一時金として	がんの場合 50万円 上皮内新生物の場合 50万円 （上皮内新生物給付割合100%）	
特約	がん入院特約 入院給付金	がん・上皮内新生物の治療を目的とする入院をしたとき	1日につき	5,000円	終身 （一生涯保障）
	がん通院特約 通院給付金	がん・上皮内新生物の治療を目的とする所定の通院をしたとき	1日につき	5,000円	

特約	診断給付金複数回 支払特約（1年型） 複数回診断給付金	〔初回〕がん・上皮内新生物と診断確定された月の初日から1年以上経過後に入院または所定の治療を受けたとき 〔2回目以降〕前回の複数回診断給付金の支払事由に該当した月の初日から1年以上経過後に、がん・上皮内新生物と診断確定されており、入院または所定の治療を受けたとき	1回につき	がんの場合 50万円 上皮内新生物の場合 50万円 （上皮内新生物給付割合100%）	終身 （一生涯保障）
	がん先進医療・ 患者申出療養特約*1 がん先進医療・ 患者申出療養給付金 がん先進医療・ 患者申出療養一時金	がんの診断や治療で先進医療・患者申出療養を受けたとき		先進医療・患者申出療養にかかる技術料のうち 自己負担額と同額（通算2,000万円まで） 一時金として1年に1回 15万円	
	がん先進医療・ 患者申出療養特約*1 がん先進医療・ 患者申出療養給付金 がん先進医療・ 患者申出療養一時金	がんの診断や治療で先進医療・患者申出療養を受けたとき		先進医療・患者申出療養にかかる技術料のうち 自己負担額と同額（通算2,000万円まで） 一時金として1年に1回 15万円	
	がん先進医療・ 患者申出療養特約*1 がん先進医療・ 患者申出療養給付金 がん先進医療・ 患者申出療養一時金	がんの診断や治療で先進医療・患者申出療養を受けたとき		先進医療・患者申出療養にかかる技術料のうち 自己負担額と同額（通算2,000万円まで） 一時金として1年に1回 15万円	

サービス  よりそうがん相談サポーターがさまざまながんの悩みの解決をサポートします。
※Hatch Healthcare株式会社が提供するサービス*2であり、アフラックの提供する保険またはサービスではありません。

*1 上皮内新生物は保障の対象外です。 *2 将来予告なく変更または中止される場合があります。
●保障が始まるまで所定の待ち期間があります。 ●特約のみのお申し込みおよび中途付加はできません。主契約と同時に申し込みください。
●「先進医療」および「患者申出療養」は、厚生労働大臣が認める医療技術です。これらは医療技術ごとに適応症（対象となる疾患・症状など）および実施する医療機関が限定されています。また、医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。